

本籍	氏名	あじながゆきはる	藤永幸治
現住所	出生年月日	昭和五年七月一一日生	
出生地	年月日	事	項序名
	二七	一一一七 司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会
	二九	同大学大学院一年修了	
	三一	司法修習生を命ずる	最高裁判所
	三二	司法修習生の修習終了	
	三三	検事二級（東京地方検察庁検事）に採用する	法務省
	三五	宇都宮地方検察庁検事に配置換する	
	三七	○日までとする	
	三八	出張期間は昭和三七年七月九日から同三八年九月三	
	四〇	○日までとする	
	四一	法務事務官（法務省刑務局付）に併任する	
	四二	かねて法務事務官（法務省入国管理局付）に併任す	
	八	るる	
	一一	法務事務官（法務省入国管理局付）の併任を解除す	
	一	る	
	一	法務事務官（法務省刑務局付）の併任を解除する	
	一五	法務省刑務局付に充てる	
	法務事務官（法務省刑務局付）の併任を解除する		

九	八	法制審議会幹事の併任を解除する	外務省
一一	一	外務事務官（大臣官房）に併任する	

年	月	日	事	項	序	名	法務省
昭和四七	七	三	帰朝を命ずる				
		一七	法務省に出席させる				
			検事一級（東京地方検察庁検事）に転任させる				
			法務省刑事局参事官に充てる				
一〇	四	一〇	法制審議会幹事に併任する				
四八	三	一一	法務省刑事局参事官に充てることを解く				
		一七	法制審議会幹事の併任を解除する				
		一〇	法務省刑事局参事官に充てる				
		九	法制審議会幹事に併任する				
	四九	一	司法試験（第一次試験）考査委員に併任する				
	五〇	一	併任の期間は昭和五〇年一一月三一日至とする				
		一九	副検事選考審査会予備委員に併任する				
五一	一	一四	司法試験（第二次試験）考査委員に併任する				

履歴書用紙			
年	月	日	事項
昭和五三	九	七	併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする 法制審議会幹事に併任する
五四	一	一一	司法試験（第一次試験）考查委員に併任する 併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする
五五	二	一六	昭和五四年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する
五六	六	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する 併任の期間は昭和五四年七月八日から同月一七日までとする
五七	八	一八	外務事務官（国際連合局）に併任する (期間は昭和五四年七月一七日までとする)
五八	七	一一	法務大臣官房参事官に充てる 併任の期間は昭和五一年一一月三一日までとする
五九	九	七	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する 併任の期間は昭和五一年一一月三一日までとする
五六	一	一〇	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する 併任の期間は昭和五二年一二月三一日までとする
五六	六	一	東京高等検察庁検事に配置換する 法務大臣官房参事官に充てる
五六	一	一〇	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する 併任の期間は昭和五二年一二月三一日までとする
五六	六	一	司法試験（第一次試験）考查委員に併任する 併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする
五六	一	一一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する
五六	六	一	法務省

昭和五五年度司法書士試験委員(筆記試験担当)に併任する	法務省
検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
併任の期間は昭和五五年一一月三一日までとする	
八月十一日	
ヴエネズエラ及びメキシコの両国へ出張を命ずる	
出張期間は昭和五五年八月一三日から同年九月一〇日までとする	
一九四九年九月一九日	
ヴエネズエラ国カラカスにおいて開催の第六回国際連合犯罪防止会議日本政府代表代理を命ずる	内閣
東京地方検察庁検事に配置換する	
東京地方検察庁公安部長を命ずる	
検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する	
副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	
ヴエネズエラ国カラカスにおいて開催の第六回国際	法務省
履歴書用紙	法務省
年月日	事項
昭和五六年一月一日	連合犯罪防止会議日本政府代表代理を免する
東京地方検察庁特別搜査部長を命ずる	内閣
東京地方検察庁公安部長を免する	法務省
最高検察庁検事に配置換する	
法制審議会少年法部会委員に併任する	
甲府地方検察庁検事正に配置換する	
法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	
最高検察庁検事に配置換する	
法制審議会刑事法部会委員に併任する	
東京高等検察庁検事に配置換する	
東京高等検察庁次席検事を命ずる	
かねて東京高等検察庁総務部長を命する	

繩永幸治